

ベネズエラの合法的野党に所属する知事・市長・議員・地方のリーダーによる、
教育権、健康権、環境権、生存権の侵害に関する
国際的な告発
(駐日ベネズエラ大使館訳)

国際メディア企業らが、ベネズエラ・ボリバル共和国の幾つかの都市で 2 ヶ月以上にわたって行われている治安の乱れや暴力的な行為の画像を、「抗議する権利の行使による平和的なデモ」であるかのような焦点の当て方をして流布してきましたが、実際には、それらのデモは非常に暴力的で、武装集団が無実の人々の命を奪うなど死傷者が出ていたほか、環境ならびに公共財・私財へ被害を与え、とくに医療施設や教育施設にも損害を与えるました。

この文書は、こうした暴力的なデモに関する真実ならびに、民主的な選挙を通じて合法的に選ばれ、憲法に基づき成立した政府を転覆させようとするその目的や、こうした暴力行為に対してベネズエラ市民の人権を保証するベネズエラ・ボリバル共和国の行動をお伝えします。

1999 年、ベネズエラ国民は、その創造力に富む権力の行使によって、また解放者シモン・ボリバルの歴史的模範にならって、司法に基づく、連邦制の地方分権国家の中に、民主的で人々が参加しその主人公となる、多民族・多文化社会を築くために、新しい憲法を通じて、共和国を再建することに取り組みました。その社会は、自由、独立、平和、連帯、公共財、領土の一体性、共生、そしてまた共生および若い世代のための法の支配という価値観を強化することをめざしたのです。この社会はまた、生命、労働、文化、教育、社会正義、差別も従属もない平等を保障するものでした。

共和国再建の果実として、ベネズエラ国民は、1999 年 12 月 15 日の国民投票によってベネズエラ・ボリバル共和国憲法を承認し、また 2009 年 2 月 15 日に憲法改正の国民投票を通じた修正を追認しました。憲法には、ベネズエラ国民が自らについて、またベネズエラ国内に居住する人々すべてについて認めている基本的権利が規定されており、そこには、かかる権利の効果的かつ自由な行使を保証する（国家、州、市レベルの）政府機関すべての義務が明白に規定されています。

この意味で、以下に関して、ベネズエラ・ボリバル共和国憲法に記されている事柄を強調するのは有意義なことです：人権の行使を保証する義務（第 19 条）、生存権（第 43 条）、健康権（第 83 条）、無償の義務教育の権利（第 102 条・第 103 条）、安全で健康かつ環境面でバランスのとれた環境に対する権利（第 127 条）、人々の食料安全保障を確保する国の義務、つまり国中に安定的に充分な食料があり、一般消費者がそれを適宜また常時利用できること（第 305 条）。

憲法に基づき成立したかかる政権に支えられ、ボリバリアーノ政府は、ミレニアム目標のほぼ全てを達成することを可能にし成功を収めた一連の公共政策を通じて、ベネズエラ国民の社会的経済的発展や、それまで疎外されていた広範なセクターの包摂、権利ならびに政治的・経済的・市民的自由の浸透を幅広く推進することに邁進してきました。何十年間もベネズエラの伝統的な政治経済エリートによって多くのセクターが疎外され、存在を無視され、踏みにじられていた国において、ウゴ・チャベス大統領が首長に就任した時には、そのようにして、ベネズエラ人の 56% 近くが陥っていた貧困状態を改善したのです。

国連および世界銀行によると、ベネズエラは首尾一貫して不平等を削減してきており、ベネズエラを南米大陸でもっとも不平等の少ない国にしました（ジニ係数 0.39）。貧困については、1998 年の 29% から 2013 年には 19.6% への削減を達成しました。同様に、極貧については、同時期に 21.5% から 6.5% に削減されました。

ベネズエラは、子どもの栄養失調の根絶においては先駆者であり、全人口に占める低栄養人口の割合を、13%（1990-1992）から 5%（2010-2011）へ削減し、食料に関するミレニアム目標を、大幅に前倒しで達成しました。1999 年から 2001 年には、ベネズエラには飢餓に苦しむ人々が 400 万人いました。現在では、国際連合世界食糧計画および国際農業開発基金が「世界の食糧不安の現状」に関する報告書で報告しているように、飢餓の問題は殆どなくなったと国連食糧農業機関から評価を受けています。

ベネズエラ政府は、脆弱な人々、とりわけ高齢者や子供、シングルマザー、障害者などを援助する一般的プログラムや特別プログラムを創設し、社会的投資に向ける国内総生産の割合を 1998 年の 8.2% から 2008 年の 21% に高めてきました。

ベネズエラ国家は無償の公的医療制度を実現し、誰もがそれを利用できるようにしました。1998年には、ベネズエラには5360か所の医療施設がありましたが、現在は13700か所以上の医療施設があります。こうした政策のおかげで、5歳未満の子供の死亡率は、1990年の1000人あたり31人から2012年の1000人あたり14人へと、大幅に減らすことができました。さらに、ベネズエラ人は、エイズやマラリア、デング熱、結核になった場合、誰でも無償で、医療機関を受診し治療を受けることができます。ベネズエラでエイズと診断された60000人のうち42000人は80以上の公的医療機関で、無償でHAART療法を受けることができます。さらに、結核による死亡率は、1990年の10万人あたり4.1人から2011年の10万人あたり2人に減りました。

教育分野では、ベネズエラでは教育は人権であり、またその文化的理念においては、民主的で無償、義務的、質が高く、多様な制度に固有の性質として、根本的に社会的義務であると捉えています。GDPに占める教育費の割合が5.43%に増えたことで、全教育課程で数百万人の人々が従来のプログラムならびに以下のような新たなプログラムを通じて教育を受けることができるようになりました。

- ・ 初期教育プログラム・シモンシート
- ・ ミッション・ロビンソンⅠおよびⅡ（識字および初等教育）
- ・ ミッション・リバス（中等教育）
- ・ ミッション・チェ・ゲバラ（職業教育）
- ・ ミッション・スクレ（大学教育）
- ・ コミュニティ総合医育成国立プログラム
- ・ ミッション・アルマ・マテール（新組織設立および既存組織の拡充）
- ・ ミッション・サイエンス（大学院教育の普及）

（2005年に出されたユネスコの宣言によると）今日ベネズエラには識字率の問題ではなく、ラテンアメリカ地域で2番目に就学率が高い国です。1998-2008年に、幼児教育過程への就学は46.12%から69.78%へ増え、初等教育への就学は89.98%から95%へ、中等教育および大学教育への就学は15.34%から21.91%へ増えました。同時に無料で学べる30の新しい大学が創設されました。

ベネズエラには、広範な市民的・政治的自由がある上、しっかりした選挙制度があり、カーター・センター自身がある時、ベネズエラには「世界最高の選挙制度」があると述べたほどです。

こうした成果すべては、過去15年にわたってベネズエラ・ボリバル共和国政府が推進・開発してきた包摂モデルをしっかりと支持してきたベネズエラ国民が達成したものであり、そうした国民の支持は、今日ニコラス・マドゥーロ・モロス大統領率いる革命政府を支持して投票を行った18の選挙の結果に示されています。

人権保障における地方当局および市当局の共同責任

ベネズエラ・ボリバル共和国の幾つかの市でみられた暴力事件は、ベネズエラの法令に基づき、国民の利益のために公権力を行使する責任がありながら、法律が与えたしかるべき権能の行使を差し控え、明らかに義務を果たさず、野党である公正第一党（プリメロ・フスティシア）や人民の意志党（ボルンター・ポブルル）において党員として活動する地方当局が、推進し、実施し、または／あるいは許容した武装暴力行為を通じて、民衆の達成した事柄の維持継続をいかに弱体化させようとしてきたかを物語っています。

最初に指摘したように、人権の保証は、様々な機関およびレベルの国家のすべての機関に適用され、それゆえ地方当局には、ベネズエラの法制に従い、ベネズエラの内部法制に規定された一連の義務があり、それらを遵守しなかったことにより、当該法令が付与する一連の責任が生じます。この意味で、以下を強調することができます。

- 地方当局には、憲法上、警察ⁱ業務が委託されており、それは国の法律による規定に基づくもので、その法律は、この警察業務が、警察とコミュニティⁱⁱの間で、共同かつ直接的に業務を推進・完成するためにコミュニティ警察を組織するなどして、犯罪ⁱⁱⁱ予防を推進することを目的としていると規定している。
- 州警察業務^{iv}を通じ、地方当局は以下のミッションを有する。
 - a. 民族、性別、宗教、国籍、言語、政治思想、経済的地位その他のあらゆる理由による差別をすることなく、人間の尊厳を尊重ならびに保護し、すべての人々の人権を保護し推進する。
 - b. すべての人々の身体的不可侵の権利を尊重ならびに保護し、いかなる状況においても、横暴、違法、差

別の行為といった処遇や、肉体的・心理的・精神的暴力を含む、残酷で非人間的、下劣な処罰を課したり、先導したり許容したりすることがあってはならない。

- c. コミュニティに奉仕し、あらゆる違法行為から全ての人々を守る。
 - d. 集会の権利および公に平和的にデモを行う権利の享受についてチェックする。
 - e. 相応のメカニズムならびに共和国憲法にそぐう手段を用いて、平和を維持し、個人および集団の安全を保障する。
- 市当局には、憲法上、社会経済発展の整備ならびに推進のために地方の利益を管理する使命が与えられています。そのため、国家法^{vii}に基づき、住宅向け公共サービス（下水、ごみ収集、水供給）、車両通行の管理、人々の公共交通、集会・解散スペースの保護、環境保護、救急サービスの提供、地方警察サービスの提供などを提供する役割があります。

このように、市当局は、中央政府と共に、健康、教育、栄養摂取、環境について達成してきた事柄の維持継続に参加する明白な責任があります。

さらに、中央政府と共に、市は森林資源の保護・復元や、そうした資源が自然災害または人的要因で被った被害を保護、緩和、修復する職務があります。

人権の行使を脅かした暴力行為は、市当局の大多数が、右派連合民主統一會議（MUD）所属の野党、プリメロ・フスティシア（公正第一党）やボルンター・ポプラル（人民の意志党）の党員となっている場所で起きたことを強調しなければなりません。このことは、これらの当局が暴力的集団と共謀している証拠であり、また法的に付与された、憲法に基づく権限を、明白に履行せず、市の住民すべての利益を損なうものです。

地方当局に対して先に指摘した警察の権限は、市当局にも当てはまり、地方管轄下において事件が起き、それが国家警察業務法の第 52 条、第 53 条、第 54 条で予見されている複雑さ、重要性、特殊性に該当するような場合、また主としてこれらの機関が同行する場合については、市特有の以下の権限^{viii}を遂行するために、そうした権限は市警察が担わなければなりません。

- 都市道路を管理し、市道での人および車両の交通整理を行い、都市公共交通サービスを管理する
- 広場、公園、庭園や、浴場その他の娯楽施設を管理・保護する
- 環境を保護し、衛生的環境づくりに協力する
- 市民の保護や消防サービスの提供、市中および住宅のごみ集積所などのサービス提供、これには清掃、ごみ収集・処理が含まれる。

同様に、その権能の行使において、市長は、その目的^{vii}をよりよく遂行するために、自治体のその他の地方団体および組織や、国家および州の公権力と協力関係を築かねばなりません。その目的の遂行とは、ベネズエラ・ボリバル共和国憲法第 136 条に規定されている国家の目的の崇高な実施のために、公権力を担う機関の間で、協力する義務をさすのです。

しかしながら、暴力事件が指示示すのは、暴力行為が起きた自治体の地方当局による、憲法および法令上課された義務の明白な不履行です。

極右思想政党が推進した暴力事件、メディアの状況

ベネズエラの民主主義に対する暴力的攻撃は、ボリバリアーナ革命に反対する勢力を合法的に構成する全セクターが足並みを揃えて行った行為とは程遠く、民主的制度の安定性に深刻な脅威を与えようとする暴力的な極右セクターの行為であり、過去 15 年間の選挙において何度もベネズエラ国民が拒否してきた、彼らの計画を押し付けようとするものです。

大多数の人々は、民主主義社会で平和に生きたいという意思を表明し、野蛮な行為ならびに暴力行為を断固とし

て拒否してきました。今のところ、野党指導者達はこれらの行為を非難してはおらず、それらを「平和的なデモ」と標榜しています。そして、国内外のメディアを通じて、嘘を繰り返すことで、誤ったイメージを作り上げています。

2014年2月半ばに始まった暴力行為には、暴力的な封鎖手段、ワイヤーの設置、可燃物への放火による、街路、大通り、高速道路の封鎖が含まれていました。暴力的な封鎖物を設置した犯罪者は、バイクで移動していた市民に事故を起こさせようと明白な意図をもってベネズエラ人を殺害しました。

さらに、1000本以上の木が切り倒されました。その中には、樹齢100年以上のものもあり、公道を分断する障害物として利用されました。

同様に、銃が市民および警察官、国家警備隊に対して使用され、公共交通機関の車両が破壊・放火され、図書館や大学、保育園、病院、省庁、その他の公共サービスのインフラが襲撃されました。

これらの暴力行為の結果は、この告発の付属資料1に詳細が掲載されています。しかし、最も重要な案件については取り上げることにします。

- 2014年2月12日から4月21日までに41人の命が失われました：反対勢力による暴力的な道路封鎖ならびに罠により7人が、これらの封鎖箇所を横切ろうとして、また公道から封鎖に使われた障害物を取り除こうとして12人が、封鎖箇所の近くで轢かれて2人が、様々な集団による政治的暴力により12人が、暴力的な封鎖に関連した事故で4人が、警察の発砲により3人が亡くなりました。死因は、殆ど全て、直接的に暴力的封鎖によるもの、または暴力的封鎖に関連するものでした。
封鎖箇所を横切ろうとして死亡した犠牲者の一人は、28歳の若い女性で、妊娠中でした。
- 暴力的な道路封鎖においては、5000本の木が無差別に切り倒され、飼い主のいない動物たちが生きたまま放火されるなど嫌悪すべき事柄が行われました。
- インフラや公共財の破壊で、その損失は約100億ドルにのぼりました。

これらの行為は、野党市長の共謀のみならずその関与によって起こりました。彼らは、憲法および共和国の法令が要求する市民の安全を守る代わりに、憲法上・法令上の義務を果たさず、無責任にも、人を殺傷する暴力的な封鎖ならびに、それらの自治体において国家資産に対する破壊行為を行う人々を支援・保護することに務めたのです。

これらの急進的な指導者達の中には、支持者に対して呼びかけを行い、キューバ国民に対して、危険な外国人排斥の風潮を宣伝した者もいます。その内容は、キューバ国民は、連帯の証として医療施設で支援活動を行い、政治的イデオロギーのためにチャバス派国民に対し執拗な攻撃を行っているというものです。

これらの暴力の実態は、唯一、中央政府の政策とは違う政策を支持する市長の自治体で起きました。それらはまた、全国で最も収入の多い自治体でもあります。

市当局の行為または怠慢に対し、ファン・ガラントン・エルナンデスおよびボリバリアーノ弁護士戦線市民協会が、広く普及した集団的利益に関する保護の訴状を提出し、憲法に基づく権利が弱体化している状況にあって、法令で規定された義務の不履行により、一部の市長たちを告発しました。それにより、2014年3月17日、最高裁判所の憲法裁判所は、ミランダ州チャカオ市長ラモン・ムチャチョ、タチラ州サンクリストバル市長ダニエル・セバージョス、アンソアテギ州ディエゴ・パウティスタ・ウルバネハ市長グスタボ・マルカノ、スリア州マラカイボ市長エベリン・トレホ・デ・ロサレス市長に対し、権限を行使する市の内部で以下の義務を命令しました。

1. 人や車両の自由な通行を妨げるような障害物を公道に設置させないよう、人や物資などを用いてあらゆる処置をとる；そうした障害物はすぐに取り除く手続きをとり、道路およびその付近からごみや瓦礫、都市の交通を妨げるのに使われるような物は全て取り除く
2. 自治体の公道の適切かつ安全な通行を保証するために交通整理業務を遂行する
3. 環境および衛生環境、市中および住宅のごみ集積所の保護についてチェックする
4. 警察業務およびボリバリアーナ国家警備隊法の第44条が予見していた事柄を効果的に遂行するため、各地方警察に必要な指示を回観する

5. 社会の平和と共生、権利の行使、法令の遵守を保証する目的で、住民および地方機関とコミュニケーションをとるとともに相互関係をつくるため、管轄地内のコミュニティにアプローチする戦略および手続きをとるなど、管轄下において、犯罪の予防および取り締まり活動を展開する。

共和国の最も権威ある裁判所の決定にも拘わらず、市長のうち 2 人はかかる決定を履行せず、憲法上の保護に対する不服従の罪で禁固刑を言い渡され、その結果、免職されました。

現在の暴力行為に対し、2002 年に起きたベネズエラの民主主義に対する攻撃（ウゴ・チャベス大統領に対するクーデター）のように、メディアによる操作は我が国の民主主義にとってマイナス要素であり、国際メディアならびにソーシャルネットワークの支援により、ベネズエラのラジオおよびテレビにおいては、画像と情報の偽造が恒常的に行われています。一例をあげると、スペインABCテレビの最近の例では、エジプトの写真をベネズエラでの人権侵害であるかのように紹介していました。

同様に、2014 年 2 月から 4 月に、他国で撮影された多くの写真が、ベネズエラでの当局による暴行や下劣な処遇の証拠であるかのように、ソーシャルネットワークで大量に流布されました。ある有名なベネズエラ人女優は、彼女のツイッターにベネズエラ警察による若者への性的暴行をうかがわせる写真を投稿しました。後ほど、その写真の出典はポルノサイトであることがわかりました。この意味で、ソーシャルネットワークは、真実を歪曲し、ベネズエラが深刻な政治的危機に陥っていると思わせるために使われてきました。

平和と治安維持のためのボリバリアーナ政府の行動

ニコラス・マドゥーロ大統領は、こうした暴力へ焦点が当てられることに対し、また正義と真実のために、起きた事件全てを調査するために真実委員会を組織することを国会に提案しました。同じく、全国で活動を展開するあらゆるセクターを招待・召集して全国平和会議を組織しました。それにも拘わらず、暴力的な少数派は対話を参加せず、全国平和会議への参加を拒否しています。

確かにベネズエラは国家として個人の自由の保証に注意する義務がありますが、これらの自由は、生存権を含め、権利や集団としての自由を攻撃したり脅かすことはできないことを指摘する必要があります。いかなる場合でも政府に対する不満を訴えるデモの実施は共和国の他の住民の基本的権利に対する暴力やテロを正当化するものとなってはなりません。

この意味で、ベネズエラ・ボリバル共和国はデモおよび平和的な抗議の正当な権利は認めますが、それはあくまでもその同じ法律が規定している限定条件つきでです。この認識は、公道に障害物を設置して市民の自由な通行の権利を制限したり、教育設備や医療設備に放火したり、そのような暴力的な封鎖物を横切ろうとしたり取り除こうとする人を無差別に殺すことを意味するものではありません。

ベネズエラ政府は極右政治指導者が組織した暴力集団によるこれらの攻撃に対し毅然と対応しました。人権の保証・尊重という姿勢を崩さず、憲法の規定するとおり常に平和と市民の平安を守るという究極の目的のため、全國の政治的・社会的セクターと共に推進をめざす対話を、大いに苦労しつつもたやすくなく、権威をもって、またベネズエラの法制度に規定されている事柄に基づき、バランスのとれた武力の行使を通じてそうしたのです。

公権力の行使は法律にそったもので、バランスの取れた武力の行使を通じてデモは抑制されました。しかしながら、警察官や治安部隊による権力乱用の議論や告発が行われたケースもありました。これらの公務員は該当する裁判所の命令に服し、しかるべき調査が開始されました。^{viii}ニコラス・マドゥーロ大統領が公の演説で平和を呼びかけ暴力の中止を繰り返す中で、我が国の治安担当機関の規則に照らして例外であるこれらの行過ぎた行為は、厳しく非難されてきました。

暴力行為を抑制するための国家警備隊（GNB）および国家警察（PNB）の行為は、1990 年の『法律を遵守させる任務をもつ公務員による武力および銃器の使用に関する基本方針』（犯罪予防および犯罪者の処遇に関する国連の第 8 回会議で採択）に規定される国際的基準およびその内部規範が規定する行動規範を遵守しています。国家警察または國のその他の組織に行過ぎた行為があった場合には、これらは厳密に法律に基づき、手続きを保証した上で処罰されました。

ベネズエラ・ボリバル共和国政府は、しかるべき迅速さの原則および、全住民の平和と人権という最高の利益のためにバランスのとれた武力を使用して暴力の予防と抑制の義務という国際法にあまねく認識されている原則に厳密に従って行動しました。

ベネズエラ・ボリバル共和国および、人道的信念に忠実なそのボリバル政府は、民主主義を保証する国際社会および文明国家の支援と連帯によって、平和へと前進していきます。その意味で、ベネズエラは南米諸国連合に対し、ベネズエラ政府が実現した対話、つまり全国平和会議による対話の取り組みに同席し、支援する外相委員会を創設するよう依頼したのです。それによって、地域統合の新しく戦略的なこのメカニズムは、地域の民主的安定に対する脅威とみなされうる状況に対応するにあたり、効力を發揮しました。

その意味で、アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、スリナム、ウルグアイの外相委員会が 2014 年 3 月 25 日、26 日にカラカスを訪問し、ベネズエラの政治的・社会的セクターや人権組織、様々な信条をもつ人々の代表者、公権力の代表者と、幅広く会合を行いました。

この最初の訪問および、共和国大統領との率直な対話の結果、ベネズエラ政府は、（平和と社会正義の追求における人権とその保護および防衛に関して、報告を行い、公共政策を調整する）全國人権評議会などの一連の手段を承認し、野党の代表者らとの相互の合意により、対話に同席する信頼できる第三者を置く提案を受け入れました。そのため、中央政府は既にローマ法王庁国務長官ピエトロ・パロリン猊下に招待状を送り、猊下はカラカスに正式に駐在する教皇大使であるアルド・ジョルダーニ猊下に対し、自分が出席できない代わりに対話会議に出席するよう指示しました。

この委員会が成果をあげたため、全国平和会議の枠組みで全ての政治セクターを対話プロセスに統合できるよう、このテーマの他にも重要なテーマをさらに話し合っていくために、第 2 回・第 3 回南米諸国連合外相会議が実施されました。

最後に、ニコラス・マドゥーロ大統領率いるボリバリアーノ政府は、永遠の指導者であるウゴ・チャベス・フリーアスから受け継いだ平和主義をしっかりと維持したのであり、その平和主義は次の文章に凝縮されています『戦争の文化を打ち負かし、平和の文化を強化していきましょう』。

告発

これまでに述べた事実により、基本的人権の侵害が行われたとみなされるため、ベネズエラ・ボリバル共和国大統領ニコラス・マドゥーロ・モロスの政府は、野党に属して活動する以下の公務員の職務怠慢および共謀の責任を告発する。

- エンリケ・カプリレス・ラドンスキー、ミランダ州知事
- ヘラルド・ブライド、バルータ市市長（ミランダ州）
- ラモン・ムチャチョ、チャカオ市市長（ミランダ州）
- カルロス・オカリス、スクレ市市長（ミランダ州）
- ホセ・フェルナンデス、ロス・サリアス市市長（ミランダ州）

また、暴力的活動の推進および実施の責任者として、同様に野党に属し活動する以下の公務員を挙げる。

- アントニオ・レデスマ、カラカス首都区区長
- ダニエル・セバージョス、サンクリストバル市市長（タチラ州）
- デルソン・グアラテ、マリオ・ブリセーニョ・イアゴリー市市長（アラグア州）
- エンゾ・スカラーノ、サンディエゴ市市長（カラボボ州）
- ダビッド・スマランスキー、エル・アティージョ市市長（ミランダ州）
- マリア・コリーナ・マチャード、元国会議員
- レオポルド・ロペス、人民の意志党リーダー

¹ベネズエラ・ボリバル共和国憲法第 164 条 6 項

²国家警察および警察業務法第 49 条

ⁱⁱⁱ 国家警察および警察業務法第 28 条 1 項

^{iv} 国家警察および警察業務法第 65 条

^v ベネズエラ・ボリバル共和国憲法第 178 条

^{vi} 市の権力に関する法律第 56 条

^{vii} 市の権力に関する法律第 90 条

^{viii} 「…人権侵害容疑による 81 件の調査が始まり、その結果、17 人の国家警察の警察官が既に解放の条件として調査され、7 人が逮捕されている。」出典：共和国検察庁、ルイサ・オルテガ・ディアス、2014 年 3 月 28 日